

令和6年会津美里町議会定例会5月会議

議事日程 第1号

令和6年5月14日（火）午前10時00分開議

諸般の報告

①説明員の報告（別紙のとおり）

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案の上程及び提案理由の説明

第3 議案第39号 会津美里町税条例の一部を改正する条例

第4 議案第40号 会津美里町税特別措置条例の一部を改正する条例

第5 議案第41号 会津美里町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

第6 議案第42号 令和6年度会津美里町一般会計補正予算（第1号）

第7 議案第43号 林業専用道大滝線支線開設工事（4工区）請負契約について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（１６名）

１番	櫻井幹夫君	９番	洪井清隆君
２番	小柴葉月君	１０番	堤信也君
３番	荒川佳一君	１１番	鈴木繁明君
４番	山内豪君	１２番	横山知世志君
５番	長嶺一也君	１３番	横山義博君
６番	村松尚君	１４番	根本剛君
７番	小島裕子君	１５番	根本謙一君
８番	星次君	１６番	大竹惣君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	杉山純一君
副町長	佐々木吉一君
総務課長	平山正孝君
政策財政課長	渡部雄二君
町民税務課長	猪俣利幸君
産業振興課長	鵜川晃君

○事務局職員出席者

事務局次長	川田佑子君
事務局長	関本達君
兼総務係	

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（大竹 惣君） ただいまから令和6年会津美里町議会定例会5月会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○諸般の報告

○議長（大竹 惣君） 日程に入ります前に、諸般の報告を行います。

説明員の報告は、お手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長（大竹 惣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、本町議会会議規則第127条の規定により、

11番 鈴木 繁 明 君

12番 横 山 知世志 君

の両名を指名いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 (午前10時01分)

再 開 (午前10時01分)

○議長（大竹 惣君） 再開します。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） おはようございます。令和6年議会定例会3月会議の一般質問に対する答弁について訂正をさせていただきます。

9番、渋井議員の一般質問の5点目、財産処分経過の中で「令和4年2月15日、民間譲渡募集の公告」と答弁をさせていただきましたが、令和4年2月15日は広報「あいづみさと」お知らせ版に当該募集に係る概要の掲載をした日であり、正しくは「令和4年2月21日」が募集の公告日でありました。確認不足が原因による誤りであり、答弁の訂正をさせていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（大竹 惣君） 以上で3月会議における町長答弁の訂正についてを終了いたします。

訂正についてはよろしいでしょうか。

渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 町長からいただきましたが、そのとおりだということは分かりました。しかしながら、この点について以外の部分についてもありますので、町長はそれはご存じなのか、ずれますが、お聞きしたいと。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員、ここではちょっと質問を受けることはできませんので、別の機会に言ってください。所管のほうに行ってください。

それでは、日程に戻ります。

○議案の上程及び提案理由の説明

○議長（大竹 惣君） 日程第2、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

本会議に送達された事件は、会津美里町長より、議案第39号から議案第43号までの計5議案であります。

お諮りいたします。本日は、議案を別紙付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 本日、令和6年会津美里町議会定例会5月会議の再開に当たり、議員各位におかれましてはご参集を賜り、誠にありがとうございます。本定例会にご提案申し上げます議案5件の提案理由をご説明いたします。

初めに、議案第39号は、会津美里町税条例の一部を改正する条例であります。地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、主に定額減税の実施に伴う令和6年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設等について、所要の改正を行うものであります。

次の議案第40号は、会津美里町税特別措置条例の一部を改正する条例であります。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の一部が改正され、令和6年4月1日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次の議案第41号は、会津美里町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例であります。総務省令の一部が改正され、令和6年4月1日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次の議案第42号は、令和6年度会津美里町一般会計補正予算（第1号）であります。個人住民税の

定額減税に伴う予算及び印鑑登録証明の再登録業務に係る会計年度任用職員の人件費並びに林道市野一大内線の道路路肩崩落による復旧工事に伴い、既定の歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ1,160万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を117億7,960万7,000円とするものであります。

次の議案第43号は、林業専用道大滝線支線開設工事（4工区）請負契約についてであります。本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものであります。

私からは以上であります。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○議案第39号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第3、議案第39号 会津美里町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

町民税務課長、猪俣利幸君。

〔町民税務課長（猪俣利幸君）登壇〕

○町民税務課長（猪俣利幸君） 議案第39号 会津美里町税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書1ページから11ページ、提出案件資料1ページから3ページ、参考資料1ページから19ページでございます。提出案件資料によりご説明させていただきます。本件は、地方税法等の一部改正に伴い、会津美里町税条例について所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容ですが、1点目は、②、④、⑤ですが、町民税、固定資産税及び特別土地保有税の減免について、申請によらず職権により行うことができることとするものであります。

2点目は、⑦ですが、能登半島地震により受けた損失について、令和6年度からの個人町民税に雑損控除を適用することとするものでございます。

3点目は、⑧から⑫、⑳から㉗ですが、定額減税の実施に伴い、特別税額控除に係る規定を追加するものであります。令和6年度分の個人町民税に限り、合計所得が1,805万円以下の納税義務者について、所得割額から特別税額控除額、原則として1万円に控除対象配偶者と扶養親族1人につき1万円を加算した額を控除することとし、これに伴いまして、普通徴収及び公的年金等所得に係る特別徴収に関して、各納期の納付額の特例を設けることとするものであります。また、令和7年度分の個人町民税について、令和6年度の控除対象となる控除対象配偶者以外の同一生計配偶者を有する場合、所得割額から特別税額控除額、原則として1万円を控除することとするものであります。なお、特別税額控除の対象となる所得割額につきまして、⑫の肉用牛に係る特例の適用後の額とし、また㉗の分離課税等に係る所得割額を含めることとするものでございます。

4点目は、⑬、わがまち特例に新たな措置を追加するものであります。再生可能エネルギー発電設備の特例に特定バイオマス発電設備を追加し、また快適なまちなか創出事業に係る特例を新たに設けることとするものであります。

5点目は、⑮から⑰ですが、土地に係る固定資産税及び特別土地保有税に係る課税の特例期間を令和8年度まで延長することとするものであります。

なお、この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用することとするものであります。ただし、③の規定は令和7年1月1日から、①及び⑥の規定は、公益信託に関する法律の施行の年の翌年1月1日から施行することとするものであります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありますか。

9番、渋井清隆君。

○9番（渋井清隆君） 今説明について大体分かったのですが、この施行期日、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用、遡及するわけですね。そうすると、この公布の日から施行するということになっていますが、通達はまだもう少し早く来ていたのか、そこら辺の絡みが出てくると思うのです。あえて公布の日という。公布というのは、分かるように、公告式条例に基づいてやればそういうふうにするしかないのです、公告ですから。規定的なものについては公布をしないから、日にちを書くのです。もっと早くこれ来ていたのではないかと、通達。いかがでしょうか。そこら辺お聞きしたい。

○議長（大竹 惣君） 町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） お答えいたします。

今回の通達ではなくて、条例例ということで、助言の範疇で国のほうから通知がございます。その通知につきましては、この法律については令和6年3月30日に公布されまして、施行が4月1日ということでございまして、本町に県を通して通知が参りますが、その日にちがやはり4月2日ということで、それ以降に条例を最終的に調整いたしまして、課税前、賦課決定前のできるだけ早い段階でということで、議会事務局との日程調整の中で連休明け速やかにとということで、本日提案させていただくという経過となったものでございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） ですから、これはそういうのが来ているわけです。本来ならもっと早くやるべきなのだ。だから、これをずれたから、こういう逃げ方と言うとおかしいですが、公布の日というあれをするのです。大体こういうのはみんなそうなのだ、これ以降のやつ。やはりそういうのはもう少し早く、今通年議会ですから、何のための通年議会か。これは、そういうふうに早く対応すべきなのだ。こういう書き方するのは、これ一目瞭然で分かるのです、ちょっと見た人は見れば。やっぱりそういうのはそういうのでやって、先ほどこの中でも町独自のものもあるし、いろんなものが入って

いるわけです。不利益にならないから、いいのだと、今言うように課税の期日の前であればと、そういう問題ではないのだ。出たらばすぐやる、遅滞なく、速やかに。これが事務方のやり方だと。そこから辺をもう少し考慮して、早めにやって、通年議会ですから、よろしくをお願いしたい。それだけ申し上げます。

○議長（大竹 惣君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第39号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第40号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第4、議案第40号 会津美里町税特別措置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

町民税務課長、猪俣利幸君。

〔町民税務課長（猪俣利幸君）登壇〕

○町民税務課長（猪俣利幸君） 議案第40号 会津美里町税特別措置条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書12ページ、提出案件資料3ページ中段、参考資料20ページでございます。提出案件資料によ

り説明させていただきます。本件は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の一部改正に伴い、会津美里町税特別措置条例について所要の改正をするものでございます。

改正の内容ですが、過疎地域における課税免除の適用期間を３年間延長し、令和９年３月31日までとするものであります。

この条例は公布の日から施行し、改正後の規定は令和６年４月１日から適用するものであります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第40号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第４１号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第５、議案第41号 会津美里町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

町民税務課長、猪俣利幸君。

〔町民税務課長（猪俣利幸君）登壇〕

○町民税務課長（猪俣利幸君） 議案第41号 会津美里町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書13ページ、提出案件資料3ページ下段、参考資料21ページでございます。提出案件資料によりご説明させていただきます。本件は、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、会津美里町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例について、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容ですが、地域活力向上地域における固定資産税の不均一課税について、適用期間を2年間延長し、令和8年3月31日までとするものでございます。

この条例は公布の日から施行し、改正後の規定は令和6年4月1日から適用するものであります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第41号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第42号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第6、議案第42号 令和6年度会津美里町一般会計補正予算（第1号）

を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

歳入歳出について、政策財政課長から説明を求めます。

政策財政課長、渡部雄二君。

〔政策財政課長（渡部雄二君）登壇〕

○政策財政課長（渡部雄二君） 議案第42号 令和6年度会津美里町一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

予算書と併せまして、提出案件資料5ページから6ページを御覧願います。今回の補正予算でございますが、令和6年度税制改正による個人住民税の定額減税に伴う財源振替及び印鑑登録証明書のコンビニ交付システムに適合した印影データの再登録業務に係る会計年度任用職員の人件費並びに林道市野一大内線の道路路肩崩落による復旧工事経費について補正を行うものでございます。

それでは、予算書の表紙を御覧ください。第1条におきまして、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,160万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億7,960万7,000円とするものでございます。

第2条は、地方債につきまして変更の補正をするものでございます。

2枚おめくりいただきまして、第2表、地方債補正でございます。変更でございまして、林道施設災害防止対策事業につきまして、林道市野一大内線において道路路肩崩落が発生し、早急に復旧工事が必要となったことから災害復旧費を補正することに伴い、限度額を変更するものでございます。

続きまして、歳入歳出の補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。3ページを御覧ください。歳入でございます。1款町税、1項町民税、1目個人分7,454万円の減額につきましては、定額減税に係る予算でありまして、令和6年度税制改正に伴い、納税者及び配偶者を含めた扶養親族数に基づき算定される額を個人住民税所得割より減額するものです。

次に、9款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金7,454万円の増額につきましては、先ほどご説明しました個人住民税の定額減税に伴う減収補填として交付されることから、同額分を増額するものでございます。

次に、18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金120万7,000円の増額につきましては、今回の補正予算における一般財源の調整のため、増額するものでございます。

次に、21款町債、1項町債、3目農林水産業債につきましては、先ほど第2表、地方債補正でご説明申し上げました内容でありまして、記載のとおり増額するものでございます。

続きまして、歳出でございます。4ページを御覧ください。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費115万5,000円の増額につきましては、印鑑登録証明書のコンビニ交付において、町村合併前に登録されているデータがコンビニ交付システムの規格に適合しておらず、証明書の発行ができない状態となっていることから早期解消を図るため、印影データ再登録業務に係る会計年

度任用職員を新たに雇用する経費につきまして、それぞれ記載のとおり増額するものでございます。

次に、10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、2目現年林道施設災害復旧費1,045万2,000円の増額につきましては、先ほど第2表、地方債補正でご説明申し上げました内容でありまして、災害復旧に係る経費をそれぞれ記載のとおり増額するものでございます。

歳入歳出の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。歳入歳出を一括しての質疑はありませんか。

9番、渋井清隆君。

○9番（渋井清隆君） 4ページの歳出の部分で、総務費、住民基本台帳の関係で、給与費上がっていますが、増額する人数は何名なのですか、会計年度職員の。

○議長（大竹 惣君） 町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） 会計年度職員の人数は1名でございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 1名ということで分かりました。しかし、これ準備行為でやっているうちに、その内容的なことが適合しないことが分かったということなのですけれども、その前にこれできなかったのですか、結局コンビニ交付にやる準備行為として。今現在そういうふうになったから、こうなっているわけですね。その前に発見というか、それはできなかったということ。新たに今やると。若干ずれますよね、この交付。執行はしているわけですけれども、それで分かったのかな。

○議長（大竹 惣君） 町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） このコンビニ交付につきましては、2月1日から開始しておるわけですが、それまでにおいていろいろと準備は進めてまいりました。最終的な確認といたしまして、12月、1月に職員とベンダー、SEによって実際の店舗での試験を実施し、異常がないことを最終確認しました結果、運用開始することにしましたが、やはり実店舗試験において、我々複数の職員分で試験を行いましたけれども、たまたまその全ての職員の印鑑証明書が合併後に登録行われたもので、このときにエラーの発生が確認できなかったと、この事象を確認できなかったというようなことでございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 今言うように、やはりやる前にそういう確認は、2月ですから、もう執行はしているのです。だから、こういうのが出てきて、私はある人間から、こういうことがあって出なかったとかという苦情があって初めて対応したのかと。こういうものは住民サービスにはあってはならぬことですから、やはり慎重なあれをやってから対応するべきで、期間があるにもかかわらずこうやったら業務怠慢と同じなのです。施行日はもうなっているのですから。よくそこら辺をやったりやる前においては、準備行為の段階できっちりと精査して、確認して施行すると、そういう意識を持って

いただきたい、緊張感を。よろしくお願いします。

○議長（大竹 惣君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第42号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第43号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（大竹 惣君） 日程第7、議案第43号 林業専用道大滝線支線開設工事（4工区）請負契約についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

産業振興課長、鵜川晃君。

〔産業振興課長（鵜川 晃君）登壇〕

○産業振興課長（鵜川 晃君） 議案第43号 林業専用道大滝線支線開設工事（4工区）請負契約についてご説明いたします。

議案書14ページ、提出案件資料4ページ中段、提出案件参考資料22ページを御覧ください。本案は、林業専用道大滝線支線開設工事（4工区）請負契約について、地方自治法第96条第1項第5号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、会津美里町森林整備計画に基づき、適正な森林作業の実施や森林資源の確保により、健全な森林資源の維持、造成を促進するため、大滝線支線を令和2年度から林業専用道として整備を進めておるものであります。

工事の内容につきましては、提出案件資料に記載のとおりであります。

契約の方法は、事後審査型制限付一般競争入札であります。

契約金額は6,249万7,600円です。

契約の相手方は、会津美里町字水戸乙2375番地、株式会社丸庄工務所、代表取締役、荒川修子であります。

説明は以上です。審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大竹 惣君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありますか。

10番、堤信也君。

○10番（堤 信也君） 1点確認だけさせてください。

この路盤工、再生材かなりの数量ございます。これで当初の入札を行っていますけれども、この材料は既に確保してあるという判断の中での動きなのでしょうか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 今回の路盤材については、大量ということでご指摘いただいております。現在仮契約中でございますので、本契約に移りましたら直ちに準備を進めたいというふうに考えてございます。

○議長（大竹 惣君） 堤議員。

○10番（堤 信也君） これ万が一その数量そろわなかった場合はどういった形になります、手段としては。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 今回、路盤材はRCを想定してございますので、不足となれば、相手方と協議が必要となろうとは思いますが、碎石のほうで代替ということも想定してございます。

○議長（大竹 惣君） 堤議員。

○10番（堤 信也君） 今はっきり聞こえなかったもので、結局バージンの……

〔「そうです」と言う人あり〕

○10番（堤 信也君） 碎石を使うということね。そのときは協議の上、結局金額が上がるわけですよね。それも見込んでいるという考えでよろしいわけですね。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） 基本的に今回の変更、RCの確保に関してバージン材を使った場合については、基本的には金額の変更はないような協議をするということは前提であるというふうに認

識しておりますし、当然仮契約の段階で一定程度その利用数量、使用量については業者が確保していると思っておりますが、本契約に移った段階で早急に確認をして、材料のほうについては確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大竹 惣君） 9 番、渋井清隆君。

○9 番（渋井清隆君） 今話聞いていますと、ちょっと異常だなと思うのは、仮契約中と言っていますが、今日議決までが本契約ですよ。何かおかしい感じではないですか。仮契約だからいいのだとか、そういう考えでやること自体がおかしいのではない。今日議決が本契約ですよ、本来は。そうでしょう。これ契約でしょう。締結今日なのでしょう。仮契約と言っているけれども、今日本契約ですよ。既にそうになったらどうするのですかと今聞いているのです。言っていることが齟齬にならないですか。よく答弁してください。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいま仮契約と申し上げましたのは、本日議決をいただいてから本契約に切り替わるという認識でございまして、仮契約の段階で業者に対して数量確保をしてくださということではなくて、当然業者のほうとしては準備をしているというふうに認識はしておりますが、今日議決をいただいて本契約に切り替わった段階で、速やかに確認をしてまいりたいというふうに申し上げておるものでございます。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9 番（渋井清隆君） 仮契約というのは本契約に移行する前です。そのときになって、それが変更とか何かってなったら、その時点では正式なものになってくなくてはならないでしょうというのが、ある程度。その数量確保をできるか、できないか、これ最終、砂利ですよ、これ既に。R Cのあれ。そこから辺がずれているのではないの、言い方が。おかしいと思うよ。その物が分かっているわけですから、それを同僚議員が言っているわけです。まだ未定なときにそういう問題ではないでしょう。仮契約というのは、本契約に移行する前だから。よく考えて言っていきたい、内容を。どうですか。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいま渋井議員からのご指摘であります。仮契約の段階はあくまでも今現在でありまして、本契約に切り替わった段階で数量の確保については確認をしていきたい。当然業者のほうとしては、仮契約の段階で準備はされているというふうには認識しておりますけれども、本契約になってから正式に働きかけたいというふうに考えております。

○議長（大竹 惣君） 渋井議員。

○9 番（渋井清隆君） いいですか。そうなった場合、安く取っておいて、高くなるというのを計算ずくになったらまたおかしくなってくるのではないのというの。だから、ある程度はきちっとした数量あるのでしょうと。概算でもって言うておいて、いや、足りなくなった、あれになったから、では増やすとか、これはおかしいでしょうというの。そういうふうに捉われるのですよ、これ。だから、

安く取っという、何もこの予定価格よりやっという、これよりも高くなったらどうなの。契約変更だって2割超すのは駄目でしょう、決裁権が。そういう手順というか、手法を使うということ自体の発言はちょっとおかしいと思いますよ。いかがですか、それ。

○議長（大竹 惣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鵜川 晃君） ただいま渋井議員からご質問いただいた件です。

先ほど堤議員のほうにもお答えしたというふうに思っておりますが、材料につきましてはR Cを確保しているというふうには認識しておりますけれども、万が一不足した場合、現在設計書上で必要な数量は出てございます。このため、万が一不足した場合については、碎石のほうを準備するように協議をするということも当然考えられますが、その部分については金額の変更は当然ないというふうに認識してございますので、渋井議員がおっしゃるあらかじめ安くわざと取っという後での増額ということは、このR Cの部分の数量に関してはないというふうに認識しておりますし、例えば設計書にない現場状況が発生して、新たに大きく掘削するとか、そういう路線を若干変更するような場合における数量変更はあるのかなというふうには思っておりますが、当初設計で考えておる数量については、材質的に変更があったとしても、基本的には金額の変更は認めないという方向で考えてございます。

○議長（大竹 惣君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第43号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（大竹 惣君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大竹 惣君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（大竹 惣君） 以上をもちまして本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これで令和6年会津美里町議会定例会5月会議を散会いたします。

散 会 （午前10時47分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和6年 月 日

議 長 大 竹 惣

議 員 鈴 木 繁 明

議 員 横 山 知 世 志